

階上地区まちづくり協議会 第1回 報告会・意見交換会

2013年8月27日

於：階上中学校体育館

次 第

19時	開会挨拶・まちづくり協議会について 階上地区まちづくり協議会 会長 菊田 篤
19時10分	本日の進め方、および、全体スケジュールについて 階上地区まちづくり協議会 アドバイザー(早稲田大学社会科学部 教授) 土方 正夫
19時20分	報告会 報告① 漁業関係復興計画 (JF みやぎ気仙沼地区支所) 報告② 農業関係復興計画 (JA 南三陸階上支店) 報告③ 漁集・防潮堤等基盤整備関係復興計画 (守屋市議会議員) (意見交換会テーブルへ移動)
20時20分	意見交換会
20時50分	意見交換会まとめ 階上地区まちづくり協議会 アドバイザー(早稲田大学社会科学部 教授) 土方 正夫 階上地区まちづくり協議会 アドバイザー(シャンティ国際ボランティア会) 白鳥 孝太
20時55分	閉会挨拶 階上地区まちづくり協議会 副会長 及川 芳夫

階上地区まちづくり協議会 名簿

平成25年7月24日現在

No.	役職等	氏名	所属等	
1	会長	菊田 篤	振興協議会副会長	J A南三陸階上支店長
2	副会長	畠山 協	振興協議会副会長	体育振興会会長
3	副会長	及川 芳夫	気仙沼みなみ商工ネット	
4		鈴木 清喜	振興協議会幹事	自治連副会長
5		三浦 秋男	振興協議会幹事	自治連庶務
6		菊田 正義	振興協議会監事	J Fみやぎ気仙沼市支所運営委員長
7		川那邊 弘志	気仙沼みなみ商工ネット	
8		小野寺 光浩	階上中学校PTA会長	J F
9		吉田 正幸	階上小学校PTA会長	
10		佐藤 昭	長磯浜防集協議会会長	
11		移川 高男	海べの森をつくろう会	
12		加藤 淳一	衛生組合	
13				
14	アドバイザー	土方 正夫	早稲田大学社会科学部教授	
15	アドバイザー	白鳥 孝太	公益社団法人シャンティール国際ボランティア会	
16	サポーター	畠山 光夫	気仙沼市議会議員	
17	〃	守屋 守武	気仙沼市議会議員	
18	〃	辻 隆一	気仙沼市議会議員	
19	事務局長	芳賀 一郎	階上公民館長	
20	副事務局長	小野寺 敬子		
21	書記	千葉 貴弘	一般社団法人気仙沼復興協会	

8月

9月

10月

11月

12月

1月

報告会 8月27日

JFみやぎ気仙沼地区支所
JA南三陸階上支店
漁集・防潮堤（守屋議員）

報告会 9月24日

階上防犯協会
消防団第7分団
消防後援会第7支部
交通安全協会階上支部
階上中学校父母教師会
階上小学校父母教師会
階上中学校同窓会
階上中学校（校長）
階上小学校（校長）
海辺の森をつくろう会

報告会 10月中旬

階上地区区体育振興会
階上観光協会
市衛生組合連合会階上分会
階上地区民生児童委員協議会
階上地区社会福祉協議会
階上地区ボランティアクラブ
階上婦人会
気仙沼みなみ商エネット

報告会 11月上旬

階上地区自治会長連絡協議会
各自治会
各仮設住宅
長磯浜防災集団移転協議会

意見抽出

意見抽出

意見抽出

意見抽出

WS

とりまとめ

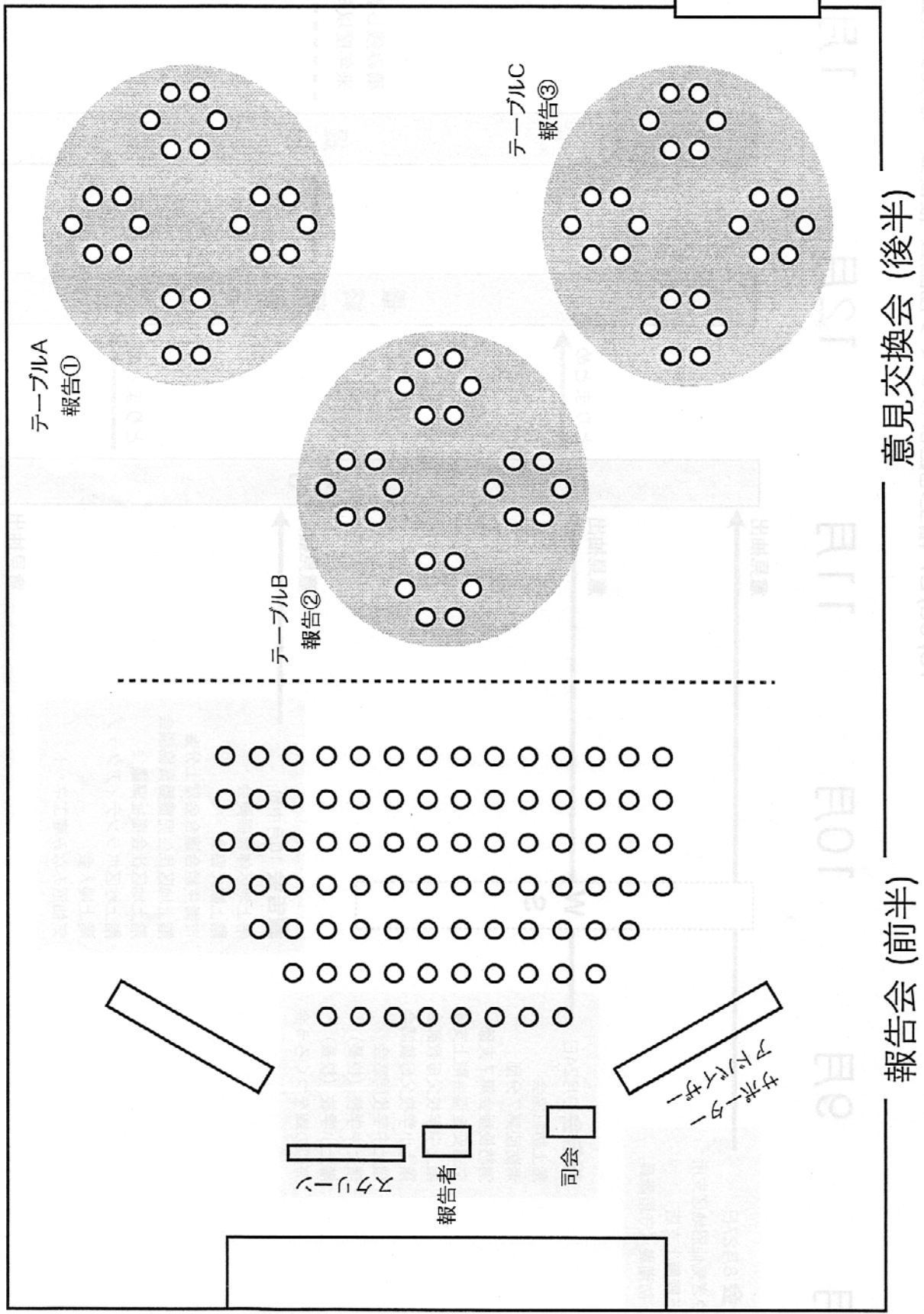
とりまとめ

最終報告会

提出

積み残し課題
来年度以降へ

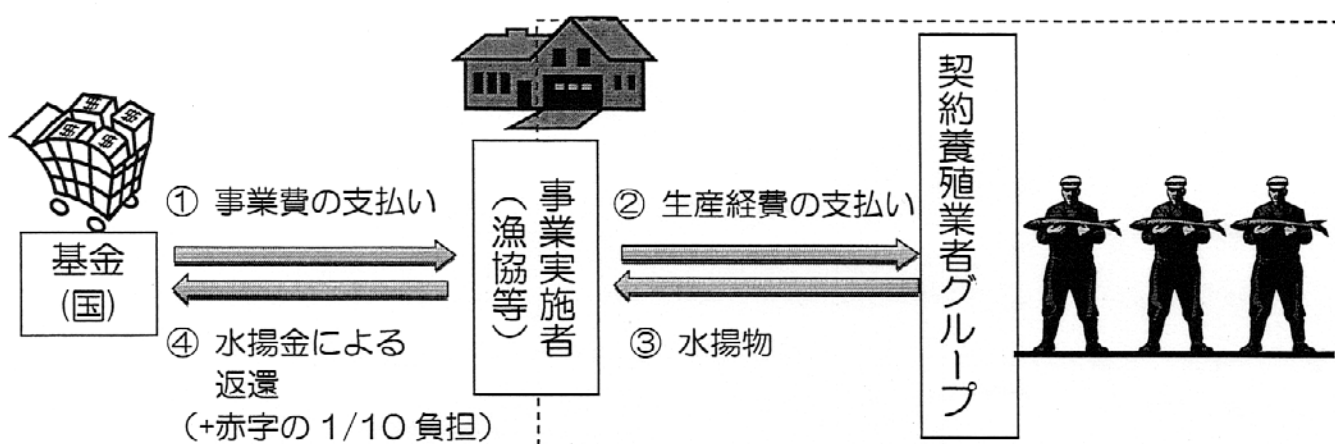
会場配置図



1. 「がんばる養殖復興支援事業（がんばる養殖）」とは？

被災した地域の養殖業の復興を目指し、
共同化による生産の早期再開をするために
必要な経費を助成します。

事業の仕組み



- ① 国は事業実施者（漁協）に、がんばる養殖実施のために必要な事業費を支払います。
- ② 事業実施者（漁協）は、養殖生産を実際に行う養殖業者グループと生産委託契約を結び、養殖業者グループに必要な経費を支払います。
- ③ 養殖業者は養殖生産を行います。水揚物は事業実施者（国）のものとなります。
- ④ 事業実施者（漁協）は、水揚物を販売して得た代金（水揚金）により、国に事業費相当額を返還します。

※水揚金が事業費に満たない場合、赤字分の一部（9/10）を国が助成します。

事業のポイント（メリット）

【養殖業者】

○事業費相当額を水揚物により返還していただく仕組みです。

養殖生産を行うには、種苗費やえさ代など様々な経費がかかりますが、がんばる養殖では、事業費を概算払いにより事前にお支払いすることができるので、養殖再開時の養殖業者の負担を軽減することができます。

事業にかかった経費は、水揚物により返還していただきます。

○生産経費には、人件費や養殖施設等の減価償却費、共同利用施設の利用料が含まれます。

事業実施者から養殖業者に支払われる生産経費には、人件費（自らの労賃や家族労賃、他者へ払う賃金等）が含まれていますので、養殖再開から出荷まで収入がない養殖業者でも、確実に収入を得ることができます。また、施設費も対象ですので、再開時の自己負担を軽減することができます。

○水揚金が事業費に満たない場合でも、赤字分の9/10を国が助成します。

水揚金が計画よりも少ない場合でも、赤字分の一部は国が助成しますので、養殖経再開時のリスクを軽減できます。

【漁協】

○漁協が所有する共同利用施設の利用料を徴収することができます。

共同利用施設を用いて養殖生産を行うには、その養殖施設の利用料を支払うこととなります。がんばる養殖では、この施設利用料も生産経費になっていますので、漁協が将来の利用料徴収の不安なく、施設導入を行えるようになります。

○生産に必要な資材は漁協が購入して支給するので、購買事業の早期立て直しが可能です。

養殖生産に必要な、種苗、えさ、消耗品、備品などは、漁協が購入し、養殖業者に渡すこととなります。そのため、これまで行ってきたように購買事業で漁協が資材を購入できるため、漁協の事業安定化を早期にできるようになります。

○養殖が早期に再開され、手数料等の収入が確保されます。

養殖業が早期に再開されるため、漁協が行う共同販売事業の手数料収入などが早期に安定します。

2. がんばる養殖に関する基本情報

事業対象者

震災の影響により経営再建の支援が真に必要と認められた、
「被災した養殖業者（またはその後継者（法人化した場合も含む）」が対象です。

がんばる養殖に取り組むための条件（採択要件）

共同化して養殖の早期再開を目指す「養殖復興計画」を作成し、第三者からなる「認定協議会」で認定を受けると、がんばる養殖に取り組むことができます。

共同化について

共同化とは、経営すべてを共同で行うものに限られません。具体的には、以下のような取り組みも共同化になります。共同化の取り組みはこれに限りませんが、これらの取り組みを組み合わせるなどして養殖の早期再開を図る必要があります。

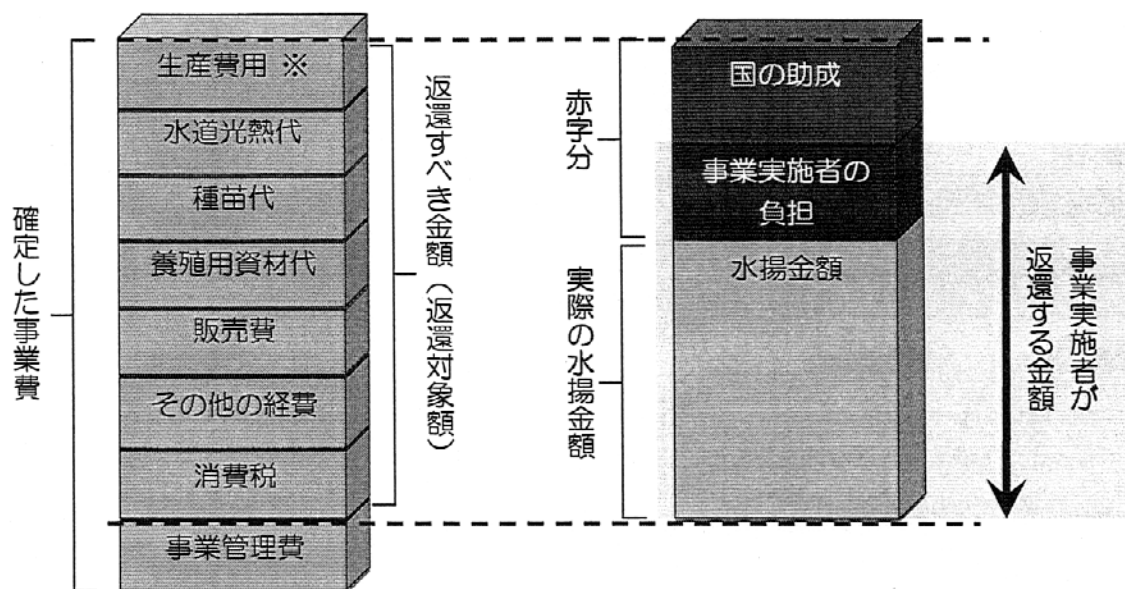
取り組み内容	具体例
施設・機器の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 共同の「かき処理場」を設置し利用。• 大型の養殖作業船をワカメの刈り取り時期に合わせて共同で利用。• スケジュールを組んでノリの乾燥機を共同利用。
作業の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 海上作業と陸上作業に分業し共同で生産。• 日常の管理は個別で行うが、種付けや刈り取りは共同で行う。• 海上作業は個別で行うが、陸上作業は協力して行う。
資材購入・出荷の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 品質をそろえた出荷をするため、導入する種苗や養殖飼料を統一化。• 出荷サイズを統一化し、共同販売力を強化。
生産全般の共同化	<ul style="list-style-type: none">• 施設はすべて共同で所有し、作業もリーダーの指示により分業。作業賃金も平等に分配。
法人化による共同化	<ul style="list-style-type: none">• 被災養殖業者により法人を設立し、効率化された新たな事業として養殖を行う。

事業の内容について

養殖復興計画を作成し、がんばる養殖に取り組む内容は、次のとおりです。

	内容
設定する目標	事業開始1事業期間目で償却前利益（施設関係経費を除いた経費と水揚げの差額）の黒字化が見込める計画であること。
取組の内容	3経営体以上の共同化
事業期間	3事業期間以内 （事業期間とは、養殖生産開始から出荷までの期間とする。）
水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い（赤字の場合）	差額（赤字分）の一部を国が助成。 【助成率】 赤字分の9/10を国が支援 漁業者負担1/10
水揚金額が事業費を上回った場合の取り扱い（黒字の場合）	以下のいずれかを選択。 ① 差額（黒字分）は漁業者等の報奨金とし、事業を終了 ② 差額（黒字分）の1/2を国に返還し、事業を継続

《赤字の場合》



- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を引いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を下回った場合（＝赤字の場合）、赤字分の一部は国が助成しますが、赤字分の残額は事業実施者が負担することになります。

国の助成率：9/10

- ③ したがって、事業実施者が返還する金額は、「水揚金額＋赤字分の1/10」となります。

例) 返還対象額が100に対し、水揚金額が60の場合

赤字分＝100(返還対象額)－60(水揚金額)＝40

国の助成額＝40(赤字分)×9/10＝36

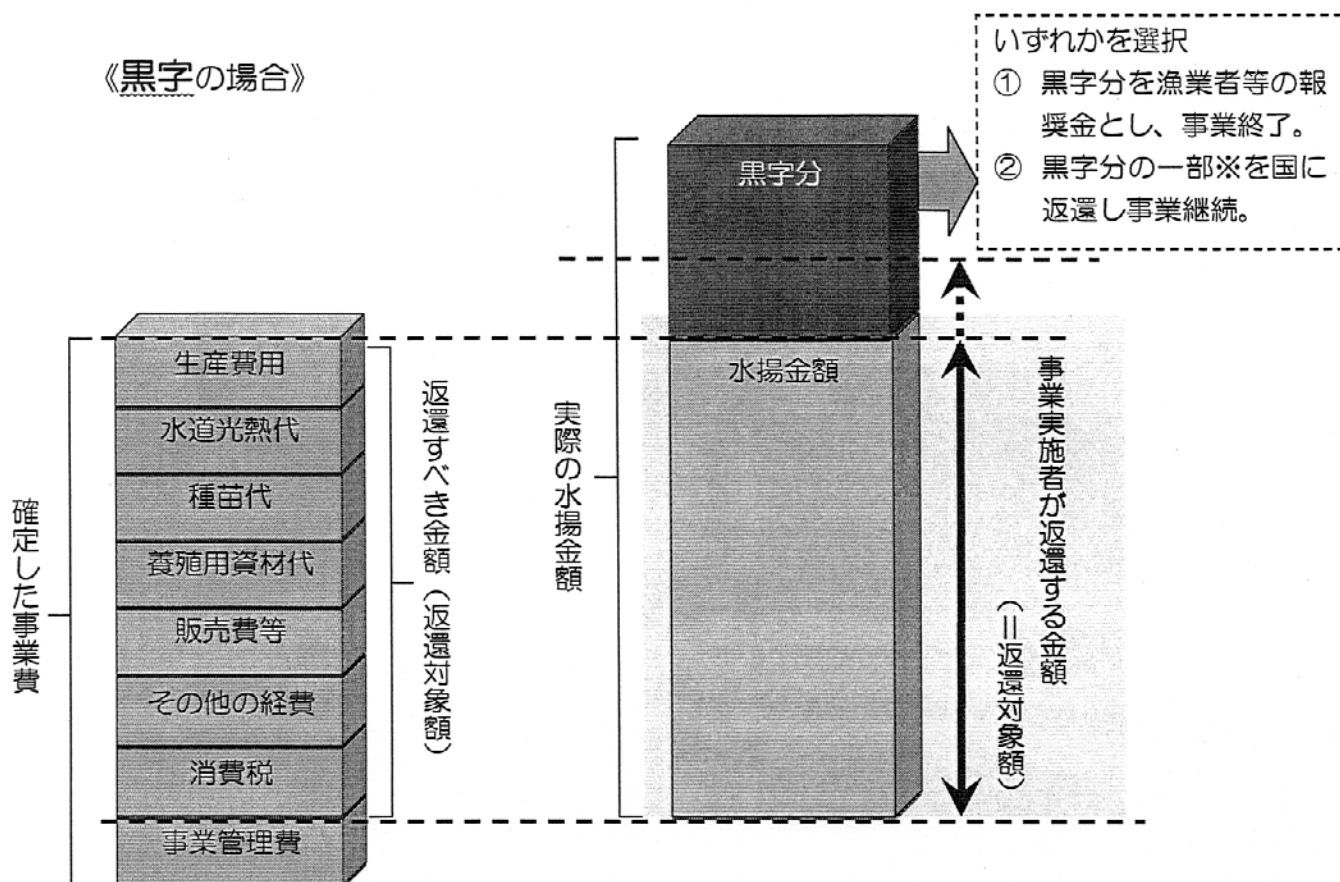
赤字分のうち事業実施者が負担する額＝40(赤字分)－36(国の助成額)＝4

よって、

事業実施者が返還する額＝60(水揚金額)＋4(赤字分の1/10)＝64

- ④ 「赤字分のうち事業実施者が負担する額」については、実施要領に定めるとおり、事業実施者が契約漁業者と協議の上、契約漁業者にその一部又は全部を負担させることが可能です。あらかじめ水揚金額が事業費を下回った場合の経費負担について、関係者で取り決めを行うことが必要です。

《黒字の場合》



- ① 確定した事業費のうち、事業管理費を引いた金額が、水揚金により「返還すべき金額（返還対象額）」になります。
- ② 実際の水揚金額が返還対象額を上回った場合（＝黒字の場合）、事業実施者は黒字分の取り扱いについて、以下のいずれかを選択できます。

- A. 黒字分を漁業者などの報奨金とし、がんばる養殖を終了する。
 - B. 黒字分の一部を国に返還し、がんばる養殖を継続する（国に返還した後の残額は、漁業者等への報奨金として使っても構いません）。
- ※国への返還率：1/2

- ③ ②でAを選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち返還対象額相当分になります。
- Bを選択した場合、事業実施者が返還する額は、水揚金額のうち「返還対象額＋黒字分の1/2」となります。

例) 返還対象額が100に対し、水揚金額が120の場合

$$\text{黒字分} = 120 (\text{水揚金額}) - 100 (\text{返還対象額}) = 20$$

$$\text{国への返還額} = 20 (\text{黒字分}) \times 1/2 = 10$$

よって、

$$\text{事業実施者が返還する額} = 100 (\text{返還対象額}) + 10 (\text{黒字分の一部}) = 110$$

がんばる養殖復興支援事業の状況

☆ 実 績

- (1) 参加部会数・参加者数 51部会・405名
- (2) 平成23・24年度 助成金受領額 約113億円

☆ 本年度計画

約100億円を見込んでいます。

【階上地区内（岩月含む）】

(1) 参加部会数・参加者数

2部会（力キ養殖部会26名・ホタテ養殖部会9名） ・ 35名

(2) 事業期間

階上力キ養殖部会 ： 平成24年10月31日～平成28年2月末

階上ホタテ養殖部会 ： 平成24年10月31日～平成27年12月末

(3) 事業終了までの補助金受領予定額

2部会合計額 約4億5千万円

【問題点・課題】

(1) 漁業者だけが手厚く支援されるのか？

がれき処理 共同利用漁船 共同利用施設等への補助事業、更には補助残まで
このがんばる事業は、事業期間中のみですが、支援が得られるのか？

※ 各地域から漁業者が他の地域への移動防止、更には水産業の廃止の防止策

(2) 水揚計画に対する実績値の確保

資機材の不足 漁港周辺の整備の遅れ 売り単価の問題

(3) 事業期間終了後に自立可能か？

この事業の目的である事業期間中に体力をつけて頂き、事業終了後にも
養殖漁業を継続

階上地区における農業の状況

～震災後の現状と今後の展望～



報告者

JA南三陸 階上支店

菊田 篤

JA南三陸

- 東日本大震災にて甚大な被害を受けたJA南三陸は、財務基盤の強化を図るため「農水産業協同組合貯金保険機構」及び「社団法人ジェイエイバンク支援協会」へ13億5千万円の優先出資を発行した。
- これにより信用事業強化計画及び総合事業計画の実践に向けた取組がより一層強化された。

JA南三陸 第14回総代会にて

- 震災による農業機械の流失と担い手(後継者)不足等の状況を鑑み、農地の荒廃を懸念したJAは、JAが農業経営をするための定款変更及び規程設定等の議案を上程し可決された。但し、これは担い手が現われるまでの一時的な経営に過ぎず農家に代わって農業経営(受委託)をするものではない。

被災農地の状況

- 階上地区農地面積(向原地区～最知川原地区)
農地面積 約153ha (H22気仙沼市統計書による)
- ◎ 被災農地面積 約130ha
 - ① 復旧面積 約 30ha(内田・二本松など)
 - ② 瓦礫処理場等 約 20ha
 - ③ 未実施面積 約 80ha
- ③のうち「杉の下工区」約32haは、復興交付金事業の中の『農山漁村地域復興基盤総合整備事業』で圃場整備を推進調整中。
最知工区約17haは、同整備事業で平成25年度工事実施に向け推進中。

『農山漁村地域復興基盤総合整備事業』

概 略

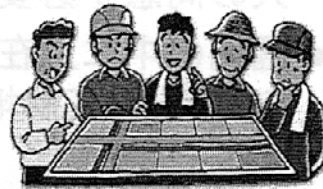
- この事業では、国が75%・県が17%・市が8%の費用負担を行って工事が出来る。
- 本事業を実施するためには地権者一人一人の同意が必要である。
- 圃場の中に点在する非農地等も一定割合までまとめて換地が出来る。

『最知工区』17ha

- 国道45号より西側の一部を除く農地で岩月星谷工区・最知北最知工区・長磯後沢工区の三つの区域からなる。
- 本年6月、推進委員会を実行委員会に切り換えるとともに換地委員会・評価委員会も立ち上げた。
- 現在、換地・評価と営農計画について協議調整中にて今年度工事着工を目指し鋭意取り組み中。

『杉の下工区』32ha

- 平成25年4月、岩井崎・杉の下地域の農地復旧に係る説明会を開催。
- 現在、杉の下工区は意向調査結果をまとめ、圃場整備計画(一定区域、設計図)について推進委員会で協議・調整中。



工区以外の農地復旧の未実施区域

- ガレキ処理場等に提供している農地については、原形復旧が基本。
- 他地域の被災農地については、復旧について今月末に行政側から説明会が開催される予定です。



農業の問題

- 担い手(後継者)不足
今般、いちご新規就農3名
水稲に関しては従来の家族型経営から委託型経営へ
- 離農者増加・耕作放棄地の増加
高年齢化・農業機械の老朽化
震災による農業機械の流失
- TPP

担い手(後継者)不足の問題

- 解決への課題
 - ・若い担い手(後継者)の育成
 - ・退職者の新規就農受入れ
 - ・儲かる農業経営へ



離農・耕作放棄地増加の問題

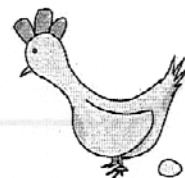
- 解決への課題

- ・ 基盤整備事業を活用した農地の集約化
- ・ 生産組合等受委託組織の整備育成
- ・ 階上ブランドの確立
- ・ 貸し農園等の整備



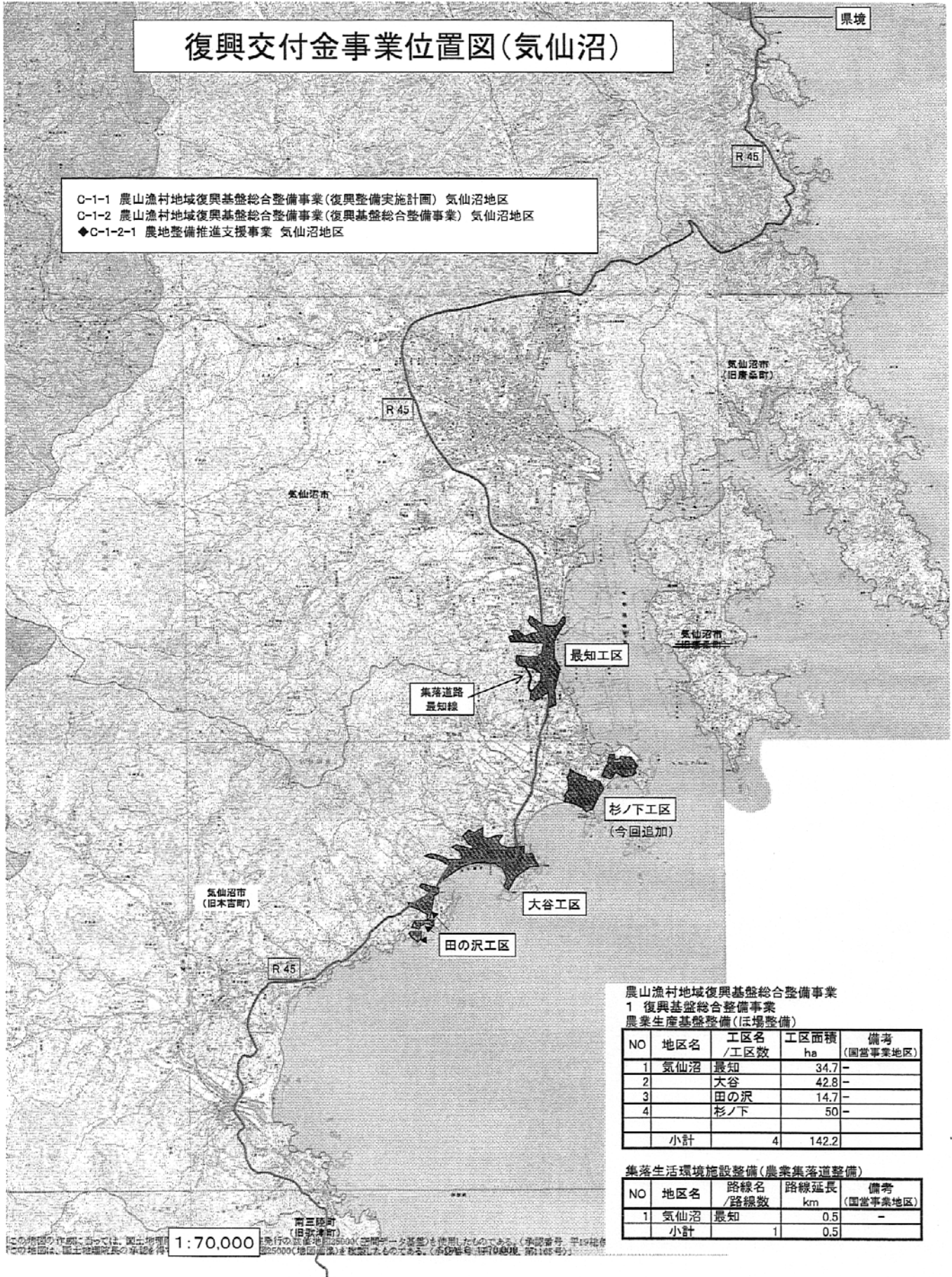
むすびに・・・農業を考える

- 現在、南三陸型農業も大規模集約化をビジョンに描き推進中であるが、それが農業のすべてではなく、菜園型にて一般の方も農業に携われる方法もあると考えます。農業の間口を広げる事で多くの方々が土とたわむれ、やがて面積を拡大して取組む方々も増えてくるでしょう。採れた野菜などは家計の助けにもなるでしょう。ニワトリも飼いましょう。毎日おいしい卵焼きが食べられるはずですよ。



復興交付金事業位置図(気仙沼)

- C-1-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画) 気仙沼地区
- C-1-2 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業) 気仙沼地区
- ◆C-1-2-1 農地整備推進支援事業 気仙沼地区



農山漁村地域復興基盤総合整備事業 1 復興基盤総合整備事業 農業生産基盤整備(ほ場整備)

NO	地区名	工区名 /工区数	工区面積 ha	備考 (国営事業地区)
1	気仙沼	最知	34.7	-
2		大谷	42.8	-
3		田の沢	14.7	-
4		杉ノ下	50	-
小計		4	142.2	

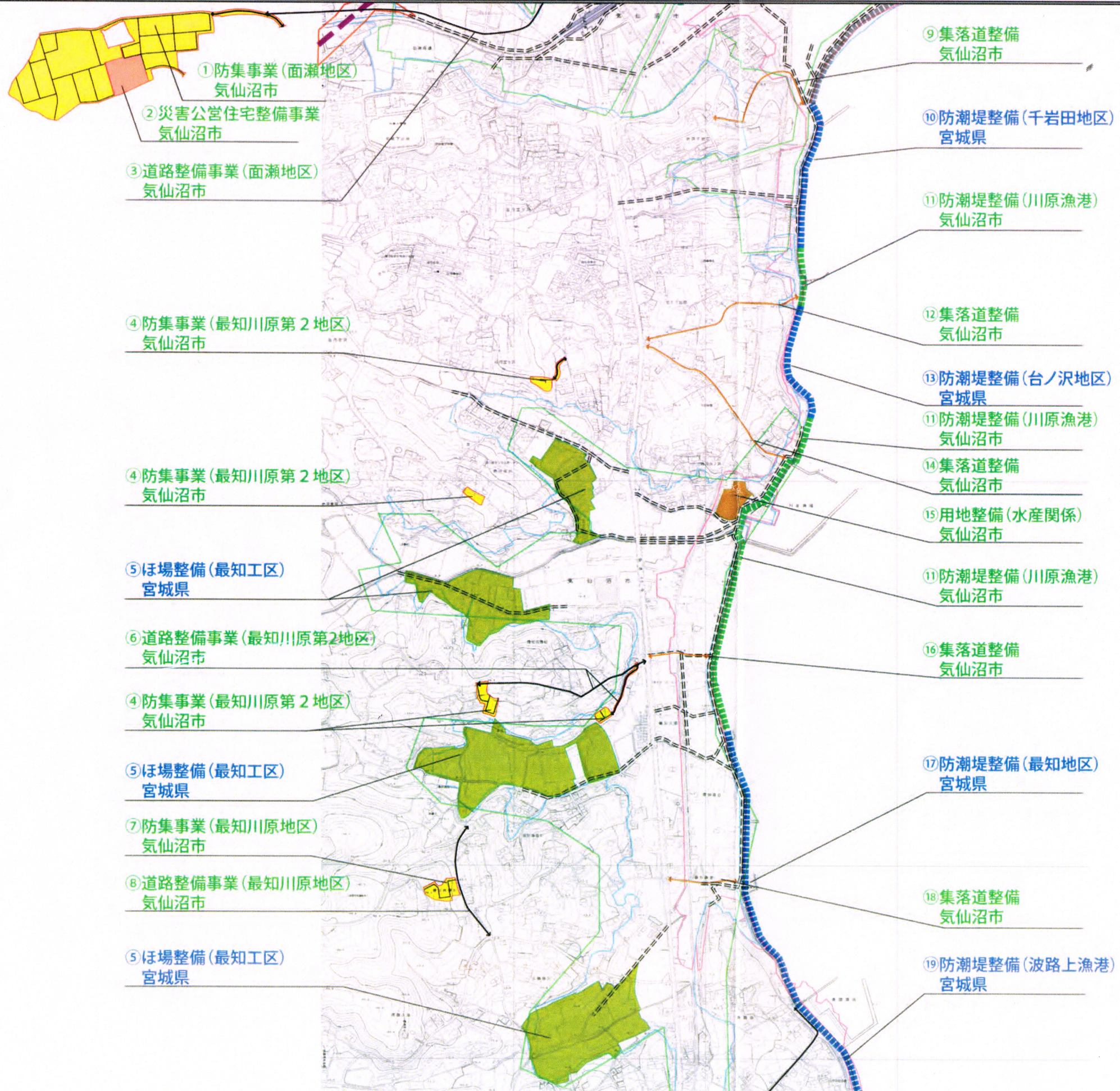
集落生活環境施設整備(農業集落道整備)

NO	地区名	路線名 /路線数	路線延長 km	備考 (国営事業地区)
1	気仙沼	最知	0.5	-
小計		1	0.5	

1:70,000

この地図の作成に当たっては、国土院発行の気仙沼地区25000(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号 平19地保第25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平19総理 第1105号))

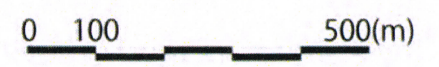
復旧・復興事業に係る全体図(予定) 川原地区



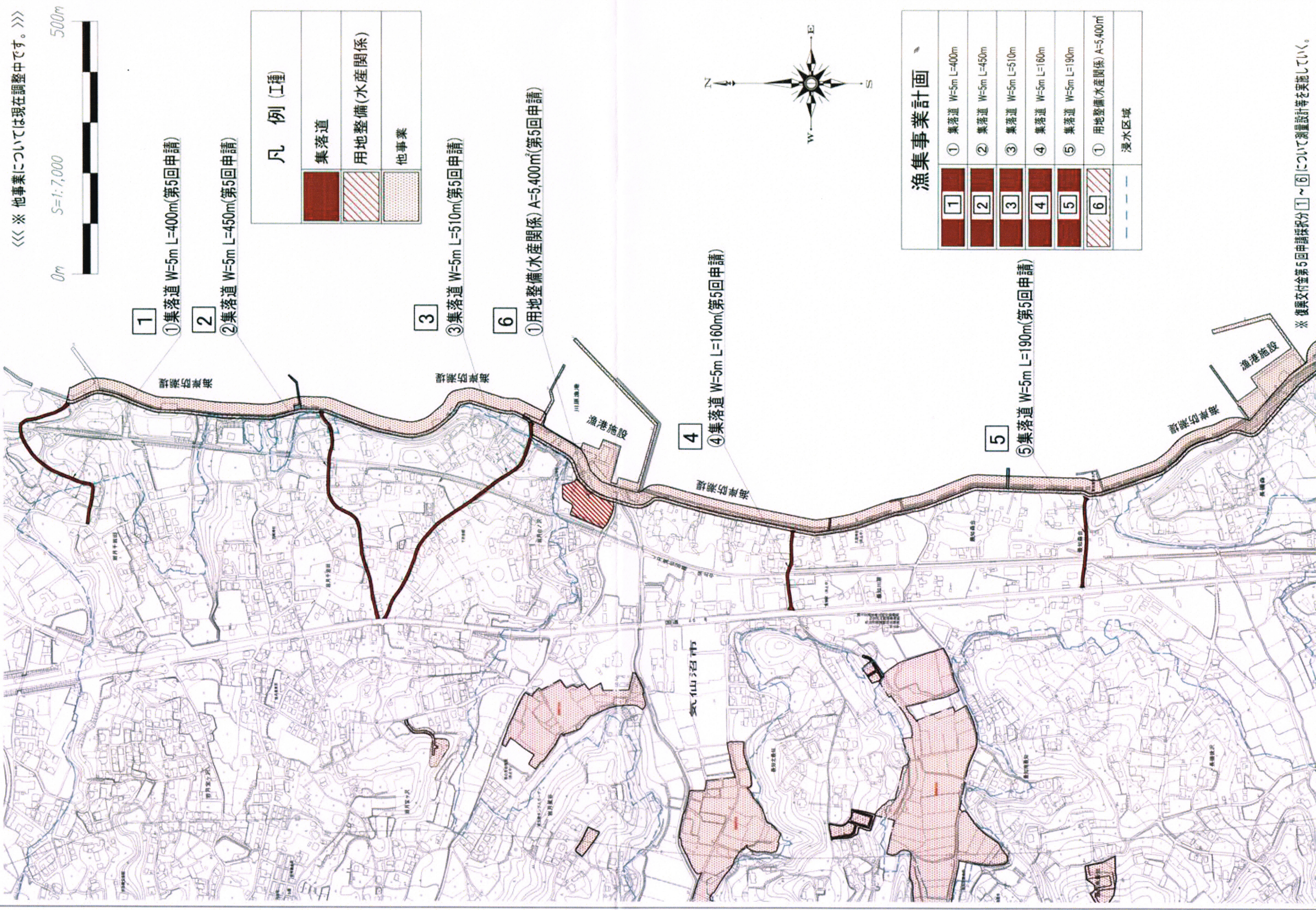
■復興まちづくり関連事業 (*1)

凡例	
防災集団移転促進事業 移転先住宅団地	
災害公営住宅整備事業	
漁業集落防災機能強化事業 用地整備(漁具置き場等)	
漁業集落道整備	
防災安全施設整備(避難路等)	
道路事業・街路事業 道路整備事業(市道)	
河川・海岸事業(*2) 堤防・防潮堤整備事業(予定含む)	
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	
津波浸水区域	
災害危険区域	
農地災対象区域	
国道	
道路災害復旧予定路線	

*1 青字は宮城県 of 事業
 緑字は気仙沼市 of 事業を示す。
 *2 青点線は宮城県 of 事業
 緑点線は気仙沼市 of 事業
 灰色点線は他の事業を示す。



漁業集落防災機能強化事業 計画図 <川原漁港,千岩田,下沢,川原地区>



※ 復興交付金第5回申請採択分①～⑥について測量設計等を実施していく。

復旧・復興事業に係る全体図(予定) 森～内沼地区

■復興まちづくり関連事業(*1)

凡例

防災集団移転促進事業	
移転先住宅団地	
災害公営住宅整備事業	
漁業集落防災機能強化事業	
用地整備(漁具置き場等)	
漁業集落道整備	
道路事業・街路事業	
道路整備事業(市道)	
河川・海岸事業(*2)	
堤防・防潮堤整備事業(予定含む)	
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	
その他事業	
瓦礫処理関連	
津波浸水区域	
災害危険区域	
農地災対象区域	
国道	
道路災害復旧予定路線	

- *1 青色字は宮城県の事業
 緑色字は気仙沼市の事業
 灰色字は他の事業を示す。
- *2 青色点線は宮城県の事業
 緑色点線は気仙沼市の事業
 灰色点線は他の事業を示す。

0 100 500(m)



復旧・復興事業に係る全体図(予定) 内沼～杉ノ下地区

■復興まちづくり関連事業(*1)

凡例	
防災集団移転促進事業 移転先住宅団地	
災害公営住宅整備事業	
漁業集落防災機能強化事業 用地整備(漁具置き場等)	
漁業集落道整備	
避難緑地整備	
道路事業・街路事業 道路整備事業(市道)	
河川・海岸事業(*2) 堤防・防潮堤整備事業(予定含む)	
農山漁村地域復興基盤総合整備事業	
その他事業 瓦礫処理関連	
津波浸水区域	
災害危険区域	
農地災対象区域	
国道	
道路災害復旧予定路線	

*1 青色字は宮城県の事業
緑色字は気仙沼市の事業
灰色字は他の事業を示す。

*2 青色点線は宮城県の事業
緑色点線は気仙沼市の事業
灰色点線は他の事業を示す。

0 100 500(m)

